

畜産業に関する支援制度のご紹介

町の支援制度

(1) 既存の畜産農家の方への支援（拡充分）

○増頭に対する補助

→ 毎年2月1日時点の頭数と、前年2月1日までの頭数と比較して、増頭分について、**5万円を助成します。**

(2) 新規就農者関係

①. 繁殖牛導入経費の補助・・・〔地方創生先行型交付金事業より開始〕

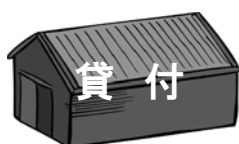
→ 新規就農者の繁殖雌牛導入経費に対して、**2分の1を補助します。**



【主な要件】

- ◆青年等就農計画又は半農半X実践計画の策定者
- ◆優良な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的に進める者
- ◆導入後5年以上確実に飼養する者
- ◆対象期間は、導入開始から5ヶ年（1経営体あたり上限30頭）まで

②. 町有牛舎の無料貸付（25頭規模）・・・〔地方創生先行型交付金事業より開始〕



【主な要件】

- ◆青年等就農計画又は半農半X実践計画の策定者。
- ◆貸付期間は原則5年以内
- ◆維持管理は本人とし、大規模な修繕等については町と別途協議。

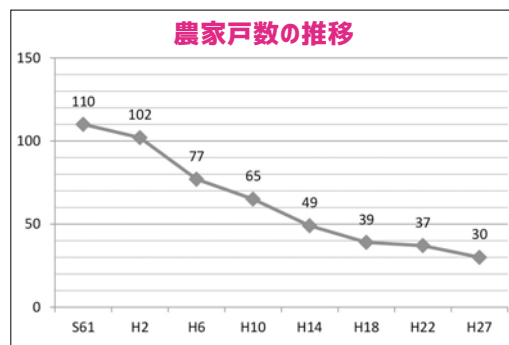
国や県の新規就農者の支援制度の一例

支 援 の 内 容	助 成 内 容
(1) 県外在住者が島根県内で一定期間産業体験を行う場合に滞在費の一部を支援	〔期 間〕 3ヶ月～1年 〔助 成 額〕 12万円／月
(2) 自営や半農半Xによる新規就農、経営を移譲する認定農業者、新たな雇用を創出する農業法人等の施設整備	〔助 成 率〕 1/3 〔助成対象事業費の上限〕 ・ 自営就農：3,000万円 ・ 半農半X：3,000万円 ・ 経営継承：1,000万円
(3) 自営就農者等の研修受入れ先農家に指導経費を支援	〔助 成 額〕 定額3万円／月 2年以内
(4) 45歳未満で就農される方（青年）に対する研修費用と就農後の定着を図るための支援	〔研修期間〕 150万円／年 2年以内 〔就 農 後〕 150万円／年 最長5年以内
(5) 45歳以上で65歳未満の新規自営就農者に対して研修費用と就農後の定着を図るための支援	〔研修期間〕 12万円／月 1年以内 〔就 農 後〕 75万円／年 最長2年以内
(6) 農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」を実践する方の研修費用と就農後の定着を図るための支援	〔研修期間〕 12万円／月 1年以内 〔就 農 後〕 12万円／月 1年以内
(7) 就農プランナーによる就農相談、農業法人等のマッチング	

新規就農者を募集！

畜産業の現状

西ノ島町の畜産は次第に畜産農家の戸数が減少しています。このまま減少し続けてしまうと牧野管理上、山が荒れてしまうことにつながり、結果として自然にも影響してきます。現在、農家戸数は少なくなっていますが、地域振興のためにも畜産農家の就業対策を図っていくことが重要です。西ノ島町では既存農家が増頭する場合の奨励金補助や新規就農者向けの支援を設けて畜産振興を図ってまいります。



就農するメリット

西ノ島町で就農する場合は、公共牧野で牛を飼いますので、本土のように1年中牛舎で飼うことに比べて管理費用がかからないことが大きなメリットです。また、放牧することにより農家の方の作業負担も軽減されることになり、いわゆる、「低コスト」と「省労働力」が可能となり、新規で始められる方にとっては大きな魅力です。



多様な支援策があります

新規就農しようとする場合に必要なのは、まず牛を飼う、牛舎をつくる、作業用車両、飼料などが必要となりますが、こうした初期投資について国や県等の助成制度が設けられています。なお、雌の子牛を購入し、種付けして子牛を産ませ、生まれた子牛を6ヶ月以上育てた後に売却して初めて収入が生じます。したがって、最初に牛を購入してから最短で2年もの年数がかかってしまうため、就農後は一定期間、生活支援策が設けられています。これから新規就農者として事業を開始しようとする方には、国や県でもさまざまな支援策が用意されていますが、今年度からは新たに町独自で支援を拡充しています。

国や県にある制度の一例としては、45歳未満を対象とした就農者に対する支援があり、就農後に150万円が最長5年間助成されます。なお、45歳以上の方が就農される場合には75万円が最長2年間助成されます。そのほか、新規就農者向けに初期投資を軽減するため 導入牛の助成、施設整備（牛舎など）助成が設けられています。

今年度から町では右記の支援策を拡充していますので、新規に就農したい方はぜひご活用願います。また、出郷者の方で畜産業をしてみたいといった方もご検討いただければと思います。



新規就農者向けのご相談など随時受け付けています。
地域振興課（電話 08514-7-8777）までお気軽にお問い合わせ下さい。